

議会改革調査特別委員会会議録

令和4年9月28日（水曜日）

安平町議会議場

1 協議事項

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 事 件
 - (1) 安平町議会の個人情報の保護に関する条例案について
 - (2) 議会報告会・懇談会について
- 4 閉会

2 出席委員（10名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	梅 森 敬 仁	副委員長	工 藤 隆 男
委 員	工 藤 秀 一	委 員	米 川 恵美子
委 員	小笠原 直 治	委 員	鳥 越 真由美
委 員	三 浦 恵美子	委 員	箱 崎 英 輔
委 員	内 藤 圭 子	委 員	高 山 正 人

欠席委員：田 村 興 文

3 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

4 議会事務局出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	木 林 一 雄	課長補佐	石 塚 一 哉

会 議 の 顛 末

[開会 午前 11 時 18 分]

1 開 会

2 委員長あいさつ

- （梅森委員長） 皆さんお疲れ様です。少し時間より早いわけですが全員お揃いなので只今から議会改革調査特別委員会を開催します。2で委員長挨拶とありますが特にありません。スピーディな議事運行のほどよろしくお願ひします。最初に田村委員から欠席の届け出がありますのでご報告致します。

3 事 件

- （梅森委員長） 3、事件。本日については（1）安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてと（2）議会報告会・懇談会についての2点で取り扱いをしたいと思いますがこれでよろしいですか。
- （一同） はい。
- （梅森委員長） それでは（1）の安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてということで事務局から説明をお願いします。
- （木林局長） それでは安平町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてをご説明します。資料の方は予めお配りしていますA4の縦長の安平町議会の個人情報の保護に関する条例案という資料と横長で条例と法律を比較した資料を予めお配りさせていただいていますのでご覧いただきたいと思ひます。
- それです策定の経緯ですが前回の委員会でご説明していますので本日改めてご説明は申し上げませんが、条例案を策定するにあたりまして改正後の個人情報保護法との整合性を図りますとともにこれから町が策定予定の個人情報保護法施行条例を町の方で作る予定となっています。そちらとそれから既存の情報公開条例の整合性を確保しながら今回安平町議会の個人情報の保護に関する条例案を策定してごさいます。それで縦長の条例案の方ですが中を捲りますと2ページ目をご覧いただきたいのですが、2ページ目の第2条第4項の部分で公文書という文字が赤くなっていると思ひます。それから3ページ目にいきますと第11項でも公文書という文字が赤くなっていると思ひます。以降

捲っていきますと文字が赤くなっているところが何か所かありますが、その赤くなっている箇所が議長会から示されたひな形と異なる部分でして、そこは町の既存の条例だとかそういったものと整合を図るために変えたところが赤く表記となっています。大きく変わっているのは16ページの第30条をご覧いただきたいのですが、開示請求の手数料の取り扱いの所がひな形と大きく変わってしまっていて、この部分は町の方に確認しましてこれからどうするのかといった時に今までと同じということでしたのでこれまでどおりの考え方で文言を整理しています。基本的には手数料は掛かりませんが、開示請求して資料を貰う際の手数料は掛からないのですが、コピー代は今までどおり同じ額で掛かりますという文言で整理しています。また、免除、減免についてもこれまでどおりのルールの下で取り扱いたいということで文言を整理しています。それから一番大きく異なるのは最後のページの22ページの附則の部分ですが、これは今町の情報公開それから個人情報保護審査会というのがありまして、何かあった時にはここに色々諮問したり意見を求めたりで町の方でやっているわけですが、今度議会として単独で条例を持ちますのでそういった問題があった時にはここに諮問したり意見をいただいたりできるようにこの条例制定の時にこの条例の改正を一緒にやらせていただきたいということでこの部分が赤く変わっています。この改正内容については、本日手書きで申し訳なかったのですが、条例のコピーに改正後の部分を手書きで入れていまして、このような恰好で改正したいということで案をお示しさせていただいたところです。一応大枠はそういうことです。

個別の条例の中身をさらっと、これ全部やるとえらい時間が掛かりますのでさらっとですが説明させていただきたいと思います。条例と法律を比較した横長の資料をご覧ください。左が条例案で右が改正後の個人情報保護法となっています。一枚捲りまして2ページ目になります。ページが偶数ページが下に来て見づらくて申し訳ないのですが2ページ目となります。第1条目的です。この条例は安平町議会における個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めるとともに議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利、利益を保護することを目的とするということです。これひな形どおりです。それから定義ですがたくさんありますが、基本的な所第2条第1項で、この条例において個人情報とは生存する個人に関する情報であつて次の各号のいずれかに該当する者を言うということですがたくさん書いてありますが、基本的には氏名、生年月日、その他文章ですとか図画それから音声ですとかそういったものが個人情報に該当しますということです。基本的に亡くなられた方についてはこの対象にはなりません。生存されている方が対象となっています。それから3ページ目は第3項ですが要配慮個人情報とはと書いていますが、要配慮個人情報とは本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などなおその取り扱いに特に配慮を要するものが要配慮個人情報と定義されています。それからその下の第4項ですが保有個人情報とは。こちらは議会の事務局の職員が職務上作成しまたは取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているもの。これを保有個人情報と呼

んでいます。それから次のページになります。第5項ですが個人情報法は後ほど詳しく説明します。その下の第7項の仮名加工情報ですがこちらは他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないような個人情報を加工して得られる個人に関する情報、これを仮名加工情報と呼んでいます。5ページ目の上から2番目第8項です。特命加工情報。こちらはさっきの仮名加工情報を更にもっと加工したもので復元することができないようなもの。それを特命加工情報と言っております。ずっと飛ばして7ページ目をご覧ください。議会の責務が第3条に書かれています。議会はその保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとするということで、当たり前のことですが議会の責務が第3条に記載しております。それから第4条では個人情報の保有の制限ということで議会は個人情報を保有するにあたっては法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するため、必要な場合に限りかつその理由の目的をできる限り特定しなければならないということで目的がなければそういったものをもってはいけませんという規定です。捲りまして8ページ目、第6条。不適正な利用の禁止。当たり前のことですが議会は違法または不当な行為を助長し誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならないということが第6条で規定されています。それからずっと飛ばして20ページご覧ください。第17条です。個人情報ファイル簿の作成及び公表です。議長はその定めるところにより議会が保有している個人情報ファイルについてそれぞれ次に掲げる事項、その他議長が定める議長を記載した帳簿を作成し公表しなければならないということで、個人情報ファイルの名称ですとか事務と司る組織の名称、ファイルの利用目的。こういったものを作成し公表しなければならないということが第17条で規定されています。ただ、21ページの上に第2項になります。除外規定がありまして次に掲げる個人情報ファイルについて適用しないということでアからエ以降適用除外の項目が書かれています。それから捲りまして23ページ、第18条になります。開示請求権です。何人もこの条例の定めるところにより議長に対し議会の保有する事項を本人とする保有、個人情報の開示を請求することができるというのが開示請求権を18条に記載しています。開示請求されたものの取り扱いですが29ページの25条です。開示決定等の期限ということで開示決定等は開示請求があった日から30日以内にしなければならないということで規定しています。現行は請求があった日の翌日から14日以内だったかな。実質請求した日から15日以内。今は15日以内になっていますが法律が今度30日以内となっていますので、それに合わせる形で条例の方も30日以内としています。ちなみに町の方はこの法律に基づくこれから出てくる期間については全部法律に合わせて期間設定していくということでしたので、議会の条例も基本的には法律それから町の条例に合わせていくということで整理しています。それから捲りまして33ページになります。開示請求の手数料ということで第30条になります。この条例の規定による保有個人情報の開示請求の手数料については安平町手数料条例第2条の規定に関わらず無料と、手数料については無料ですと。第2項の方でこの条例の規定による保有個人情報の写しの交付。コピーですとかそういったものを受け取るものは当該交付に利用する費用を負担しなければならないという

ことを記載しています。A3版、A4版、今あまりありませんがB5ですとかB4ですとか1枚10円でコピーをしています。カラーコピーは40円。これまでどおり同じ費用の負担ということで整理しています。それから第3項は費用の免除規定です。こちらもこれまでと同じようにということで整理しています。それから40ページご覧ください。第45条審査会への諮問です。こちらは開示決定等々の不作為にかかる請求審査があった時は、議長は次の各号のいずれかに該当する場合を除き安平町情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する審査会に諮問しなければならないという規定です。それから同じく審査会の諮問がもう一つありまして、43ページ第50条です。こちらについては個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると議長が認める時は先ほどの保護審査会に諮問することができるという規定が50条です。先ほどは諮問しなければならないという規定だったのですがこちらは諮問することができるという規定です。最後は罰則が第53条になっています。職員もしくは職員であった者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項を記録された個人情報ファイルを提供した時は2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということでこちらの法律と同じ規定となっています。それから同じく第54条も前条に規定するものが、その業務で知り得た保有個人情報事項もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した時は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというのが54条です。これも法律と同じです。第55条も罰則でして職員がその職権を乱用して専らその職務の用以外の供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、または電磁的記録を収集した時、集めた時ですね、1年以下の懲役または50万円以下の罰金です。最後は第57条は偽り、その他不正の手段により保有個人情報の開示を受けたものは5万円以下の過料に処するということです。こちらの方は法律は10万円以下の過料と記載していますが条例の方は地方自治法で過料の上限が決められています。過料の場合は5万円と自治法で決められていますので、その上限の5万円と記載しています。ちなみに過料は行政罰則だったかな。そして罰金は刑事罰かな。そういう違いがあるようです。過料は前科が付かないという、比較的軽い処分ということ。施行日は来年の4月1日からということで今回の新規制定に伴いまして審査会の条例も一部改正していただきたいというのが附則の部分です。

雑駁な説明で申し訳ないのですが説明の方は以上ですが、この条例は議会議員の皆さんには適用されません。議長にも適用されません。中で議長は、議会はと規定がなされているのですが議員さん個々にこれを当てはめると議員活動が委縮してしまう恐れがあるので議員さん個々にはこれは適用されないと。それから議長にも適用されないという国の解釈ですので適用されるのは職員だけということ。説明の方は以上です。

- （梅森委員長） はい、ありがとうございました。少し量が多いですが一括して何かあればお受けします。その際はページ数、その他明確にしてからお願いします。

- （高山委員） はい。
- （梅森委員長） 高山委員。
- （高山委員） すみません。先ほど事務局の方から言われていた情報ファイルという中身についてももう少し説明してくれるという予定だったので、そこをちょっとお聞きします。全体的なものですから。情報ファイルという公示に対して。
- （梅森委員長） 情報ファイルについて説明できますか。ページ数明らかにしてから説明してもらえますか。
- （木林局長） 情報ファイルの方は条例の第 17 条ですので 20 ページをご覧ください。
- （梅森委員長） 45 分の 20 ですね。
- （木林局長） はい。
- （梅森委員長） の第 17 条ですね。
- （木林局長） はい。こちらの方は記憶ではこれまでもあったと思うのですが、要は個人情報のデータを作ってもどこに保存している場所がわからなくなるといふ恐れがあつて、そういったものを管理するためのものをきちんと簡単にいうと台帳と言うのですかね。そういったものをきちんと整理しなさいということで、それによって情報をきちんと管理しなさいというのがこの大枠の考え方です。それで基本的にはこういったものを作るのですが、先ほど言いましたとおり 21 ページの所に作らなくていい場合、公表しなくていい場合というのがあります。その一つが真ん中にありますアですが、議会の議員もしくは議員であった者、職員もしくは職員であった者、こういった個人情報ファイルであつて専ら議員報酬ですとか、給与ですとかそういったものに使う場合についてはこれは公表しなくてもいいですよ。それから 1 年以内に消すものについてはそういったものは作らなくていいですよということがここで規定されています。よろしいですか。
- （高山委員） はい。
- （梅森委員長） 他にありますか。ここで決定していいのかい。
- （木林局長） はい。なければいいですか。
- （梅森委員長） ではなければ事務局の方からどうぞ。

- （木林局長） もしご質問がなければ一応これを案として検察庁と協議しなければならぬものですから今週か来週にこれを検察庁に送り込んで事前協議をして、そこで良ければ今度パブリックコメントをやって議会に提案して成案という大まかな流れとなります。その都度節目では議員の皆さんに結果ですとか、変わった所があれば変わった所。そういったものは随時説明して参りたいと思いますので、そういったスケジュールでご認識いただければと思っています。
- （梅森委員長） ご理解いただきましたか。
- （高山委員） はい。
- （梅森委員長） ではこの件について他になれば（２）の議会報告会、いわゆる懇談会についてということで事務局から説明をお願いします。
- （木林局長） 前回の議会改革委員会で令和４年度の議会懇談会については１１月末ということでご決定いただきまして、日にちを調整し１１月２７日日曜日の１時半から追分公民館、早来町民センター、それから１１月２８日月曜日は午後６時半から安平公民館、遠浅公民館、それぞれ担当班は記載のとおりですがこういった時間帯で設定させていただきました。
- それから２番目の班編成ですが、議席番号ごとということでしたので、Ａ班は議席番号１から６番。それからＢ班は議席番号７から１１番の議員の皆さんということで班編成の案を作成しています。
- それから３番目、これはご相談ですが議会活動当日の懇談会の内容は、議会活動及び町政に対するご意見、評価などについて報告ではなくて懇談ということでたたき台の方を整理させていただきました。
- ４番は周知はこのような恰好で周知をしてはいかがですかということでした。たたき台を作成しています。事務局からは以上です。
- （梅森委員長） はい、ありがとうございます。ではまず１の日程について２７日２８日ということで案がありますが、これについてはいかがですか。特に反対がなければこのとおりということでお願いしたいと思います。
- ２の班編成についてはＡ班とＢ班に分かれています。ここでお諮りしますが、それぞれの責任者、班長ということで空欄になっていますが、それぞれの中で決定をしていただきたいと思います。どうでしょうか。Ａ班、Ｂ班それぞれで是非やりたいという方がいれば優先的にお願いをしたいと思いますが、その辺については皆さんのご考えはいかがですか。是非やりたいという方がいれば。
- （小笠原委員） はい。
- （梅森委員長） 小笠原委員。

- （小笠原委員） 委員長、これは従来は各委員会の委員長が班長になっていた経緯があるので、それぞれの委員会の委員長がいるので委員会の委員長がやるという従来のパターンを踏襲してよろしいのではないかなど。
- （梅森委員長） ということになりますと、A班については工藤隆男さんということになりますね。それとB班になりますと高山さんが議運の委員長がいるので高山さんがお願いすると。今小笠原委員の方からこのようなご提案がありました。これでよろしいですか。特に反対がなければそのように決定したいと思いますので、お二方はよろしくお願ひします。
- 3の内容については特に異論はないと思いますが、議会活動及び町政に対するご意見、評価などについて懇談を行うという内容でよろしいですね。
- では4については先ほど事務局長から説明がありましたので、それぞれ時間その他について厳守して準備など齟齬のないようお願いしたいと思います。ただ、最後の横断幕というか、これは過去作っていましたかね。
- （木林局長） 写真確認してみます。
- （梅森委員長） これは事務局の方で判断していただいて必要であればお願いするという事でよろしいですか。ではそのように決定します。それでは本日の当委員会についてはこれで、
- （小笠原委員） はい。
- （梅森委員長） あ、はい、小笠原委員。
- （小笠原議員） 確認だけ。いわゆる懇談会をした時にそれぞれの議員が質問された時に個々の考え方でよろしいということですね。統一的な見解はなかなかできないですから、従来どおり質問された町民の方に名指しで言われた時には私はこう思っていますってことでよろしいですね。統一的な見解でなくてよろしいですか。
- （梅森委員長） 基本的には町民の方のご希望で個人的に質問を受けるのであればそれはそれでいいと思うのですよね。町民の方が基本原則なので。その方の質問に答えるというのはやぶさかではないと思いますが、統一的な見解ということも確かに必要かもしれませんので、その点についてはどうしますか。
- （木林局長） いいですか、すみません。例年議会改革の懇談会やる前にもう一回集まっていたいただいて、その辺の細かい詰めをしていただいた方が当日スムーズに行くのかなと思って。今日は大枠の考え方を整理させていただいて次回もう一回やる前に委員会開かせていただきたいと思います、そこでちょっと細かい話をさせていただきたいと思います。

- （梅森委員長） わかりました。そういうふうをお願いするということですのでよろしいですね。また期日が近づいてきたらもう一度お集りいただくということにあります。今日は基本的なことについてこのとおりに決定するというご理解いただきたいと思います。他に何かありますか。
- （箱崎委員） はい。
- （梅森委員長） 箱崎委員。
- （箱崎委員） 4番の（3）の物品という所なのですが、横断幕って過去にも写真にあって必要なのですか。横断幕。
- （梅森委員長） まず過去の資料を整理するというので今ちょっと記憶にないということなので。
- （箱崎委員） 必要なのかなというのが一つと、録音機ってこれたぶん町民の方に一回周知しなければいけないのではないかなと思って質問します。
- （梅森委員長） はい。2点についていかがですか。
- （木林局長） 横断幕は過去の資料を見て必要かどうかは判断させて、委員長とも相談させていただきながら判断させてもらいたいと思います。録音機はいつも議事録というか、どういう質問があってどういう返事をしたかを録音しているのです、紙に起こしているものですから。そのための録音機なのですけど。そういう質問でいいですか。
- （箱崎委員） 町民の皆さんに周知しているのですたっけ、録音機とっていますよと。
- （木林局長） ああ、ごめんなさい。やる場合は周知させていただいた上で録音するというのでやらせていただきます。
- （梅森委員長） まあその点も含めて後日集まった時に確認していただきたいと思います。それでは他によろしいですか。質問があれば。なければご協力ありがとうございました。以上をもって第2回議会改革調査特別委員会を終了します。ありがとうございました。
- （一同） ありがとうございました。

閉会 午前 11時48分

会議の経過を記録してその相違ない事を証する為、安平町議会委員会条例第26条第1項の規定に基づき、ここに記名押印する。

令和 年 月 日

委員長 _____

副委員長 _____